

東アジア（台湾、香港）プロモーション事業業務委託仕様書

1 趣旨

訪日外国人旅行者数が増加傾向にある中、本県においても台湾、香港をはじめ東アジアから多くの旅行客が訪れている。

東アジアからの更なる誘客拡大を図るため、台湾について、これまでプロモーションを重点的に行ってきた台北に加え、台湾中南部を特にターゲットとして誘客を促進する。また、台湾と同様に繁体字でのプロモーションが可能な香港に向けても情報発信を強化し、本県の認知度向上と誘客促進を図る。

2 事業名

東アジア（台湾、香港）プロモーション事業業務

3 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

台湾及び香港向けに、以下によりプロモーションを実施する。

業務1：台湾中南部からの誘客促進事業

台湾中南部に拠点を置く現地旅行会社を富山県に招聘し、本県の豊富な観光資源の魅力を紹介し、旅行商品の造成を図る。

（1）旅行会社招聘

① 招聘時期及び日数：令和8年秋～令和9年2月末までのうち3泊程度

※令和8年8月20日（木）から運航を開始する、富山空港と台湾・台北を結ぶ定期便を可能な限り利用すること。

② 被招聘者数：台湾中南部において本県への送客に関心を示す現地旅行会社 3社以上

※具体的な旅行会社・被招聘者及びターゲット設定の考え方について提案すること。

※被招聘者においては、富山県への誘客に影響力をもつ担当者とする。

③ 行程

・訪問する地域の観光資源を活かし、台湾からの訪日旅行の訪問先として訴求可能な行程とすること。

※具体的な行程、訪問先について提案すること。

- ・上記日程のうち、被招聘者と県内の観光事業者の意見交換が可能な場を1回確保すること。

※意見交換は1時間程度を想定し、具体的な場所、内容、進め方について提案すること。

- ・県内観光事業者の意見交換会の参加にかかる費用（交通費、飲食費等）については観光事業者負担とする。

④ 手配

- ・往復の航空便を手配すること。なお、燃料サーチャージ、諸税、空港利用料等は航空便の手配に含めること。
- ・被招聘者の自国内における移動及び宿泊に係る費用は、本事業の委託料には含めないこと。
- ・出入国に必要な諸手続き（保険加入等）や手配関連の調整及び連絡等を適宜行うこと（被招聘者への連絡を含む）。
- ・日本国内での移動に利用する鉄道・バスや公共交通機関、専用車の料金は委託料に含めること。
- ・円滑な移動に必要な場合は、専用車両（貸切バス・タクシー）を手配する等、柔軟に対応すること。
- ・専用車両を手配する場合は、乗車人数や荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとする。
- ・被招聘者と県内観光事業者との意見交換可能な場を手配するほか、関係者への連絡、当日の運営、進行を行うこと。
- ・被招聘者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設利用等の手配を行うこと。
- ・宿泊は1室1名とし、被招聘者の荷物を考慮した余裕を持った部屋の広さとする。
- ・食事は各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないように注意すること。
- ・被招聘者の食事コンディションについては予め確認の上、アレルギー対策等に十分配慮すること。

⑤ 通訳案内士等及び添乗員

- ・被招聘者へは中国語（繁体字）で対応するものとし、通訳案内士等を手配すること。中国語（繁体字）および日本語が堪能で、日本文化や観光知識に長ける者を1名手配すること。
- ・添乗員は、適切に旅程管理ができ、招聘期間中の不測の事態にも適切に対応するものとする。
- ・通訳案内士等及び添乗員は各業務に支障をきたさない範囲において兼務可とする。

- ・通訳案内士等及び添乗員の現地（集合・解散）前後の交通関連費を含めるほか、宿泊・食事等の手配を併せて行うこと。

⑥ その他

- ・招聘の内容は富山県と事前に協議・調整すること。

（２）アンケートの実施

- ・被招聘者に対して、業務の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケートを実施すること。
- ・アンケート調査票の作成、翻訳、分析を実施すること。
- ・アンケートの項目は富山県と事前に協議・調整すること。

（３）招聘に係る留意点

- ・被招聘者を必ず旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入させること。また、アクティビティ体験中の事故をはじめ、招聘行程中に生じる怪我や物損等についての被招聘者の個人責任の範囲について、被招聘者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・訪問先は富山県と協議のうえ決定すること。
- ・宿泊施設の選定にあたっては、宿泊も取材の一環であることに留意すること。
- ・実施の記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・被招聘者用の Wi-Fi ルーターや SIM 等を手配し、被招聘者の通信環境を整えること。また、被招聘者に対し飲料水（ペットボトル水等）を提供するなど、体調管理に配慮すること。
- ・旅行業法、道路運送法など関係する各種法令に抵触しないよう注意すること。

（４）被招聘者への商品造成の促進

- ・本事業の成果として、被招聘者が各社、旅行商品を造成するものとし、造成本数を企画提案において示すこと。

業務２：東アジア市場（台湾・香港）への情報発信事業

東アジア市場（台湾・香港）の現地旅行会社に対し、富山県の観光の魅力を効果的に発信するため、ニュースレターを配信する。

（１）概要

- ・配信時期：令和９年２月末まで
- ・配信回数：６回以上
- ・配信方法：メールマガジン又は SNS、現地メディア等、効果的な媒体を活用して配信すること

- ・使用言語：繁体字
- ・配 信 先：台湾及び香港の現地旅行会社
- ※配信時期、配信可能回数、配信 1 回あたりの文量（日本語換算）、効果的な配信方法や配信先（市場ごとの配信先の数、対象となる具体的な旅行会社）について、企画提案において具体的に示すこと。

（２）ニュースレター配信について

①活用する媒体

- ・台湾及び香港の現地旅行会社への配信にあたっては、メールマガジン又は SNS、現地メディア等、効果的な媒体を選定すること。
- ・配信する媒体の選定にあたっては、富山県と協議のうえ決定すること。

②配信記事の作成

- ・配信内容には県内の全市町の情報を幅広く含めるものとする。
- ・県内の市町の意向も考慮し配信情報を決定すること（各市町の意向・希望については、業務開始後、富山県より、各市町に対し掲載希望内容（大まかなテーマ、施設等の概要）について事前把握を行う）。
- ※具体的には県及び市町の意向を踏まえ配信情報を選定するが、現地旅行会社に訴求可能なテーマや、県内の各市町で、現地に訴求可能な観光素材があれば、企画提案において示すこと。
- ・富山県への旅行商品の造成に繋げるため、現地旅行会社が必要とする情報（価格や受入体制等）を含めるよう意識すること。
- ・旅行会社の関心を高め、観光素材の具体的イメージが沸くよう写真も活用して配信を工夫すること。なお、写真は富山県や市町から提供する素材を活用することも可とする。
- ・記事等の翻訳にあたっては、ネイティブチェック、ネガティブチェックを行うこと。なお、配信記事の内容が分かるよう日本語原稿も作成すること。

③その他

- ・配信時期及び内容について、事前に計画を立てた上で業務を実施すること。
- ・必要に応じ、記事等に利用する画像の収集やデザイン等のクリエイティブ作業を実施すること。
- ・配信媒体に SNS や現地メディアを活用する場合は、掲載後の掲載状況、媒体接触者数、クリック数等の把握・分析を行うこと。
- ・写真等の画像の利用に際しては、著作権や肖像権に留意し、適切な処理を行うこと。
- ・記事を発信する際には、必要に応じ、「#PR」「#宣伝」などのハッシュタグをつけることにより、ステルスマーケティングの対策を実施すること。

（３）その他

- ・東アジア市場（台湾・香港）への効果的な情報発信にあたり、その他独自の企画

提案があれば示すこと。

5 業務の進め方

業務の実施にあたっては、富山県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議した上で実施していくものとする。

6 実施報告書の作成

業務が完了したときは、業務実施報告書を作成し、履行期限までに電子データを富山県へ提出するものとする。

7 履行期限

令和9年3月19日（金）まで

8 その他

- （1）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- （2）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- （3）受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （4）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
- （5）受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- （6）受注内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県と協議の上、その指示に従って進めること。
- （7）本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結する。